

利用者負担金

■ 法定給付

お支払いいただく利用者負担金は次のとおりです。

施設介護サービス費 (10割)	利用者負担金 (1割)	算定根拠(単価×日数ほか)
介護報酬の告示上の額	左記の1割 又は2割	施設介護サービス費の1割 又は2割

●介護予防短期入所療養介護 介護報酬のうち利用者負担金分(1割)

1日当たりの利用料金			
居室区分	介護度	施設介護サービス費	利用者負担金
従来型個室	要支援1	5,750円	575円
	要支援2	7,160円	716円
多床室	要支援1	6,080円	608円
	要支援2	7,620円	762円

●短期入所療養介護 介護報酬のうち利用者負担金分(1割)

1日当たりの利用料金			
居室区分	介護度	施設介護サービス費	利用者負担金
従来型個室	要介護度1	7,500円	750円
	要介護度2	7,950円	795円
	要介護度3	8,560円	856円
	要介護度4	9,080円	908円
	要介護度5	9,590円	959円
多床室	要介護度1	8,230円	823円
	要介護度2	8,710円	871円
	要介護度3	9,320円	932円
	要介護度4	9,830円	983円
	要介護度5	10,360円	1,036円

■ 食 費

1日当たりの利用料金	
利用者段階別	利用者負担限度額
〔第1段階の利用者〕	300円
〔第2段階の利用者〕	390円
〔第3段階の利用者〕	650円
〔第4段階の利用者〕	1,600円

※ 1日あたり1,600円です。ただし、第1段階から第3段階は基準費用額とします。

※ 入・退所日の食費は、朝食400円、昼食700円、夕食500円です。
ただし、第1段階から第3段階は基準費用額とします。

■ 居 住 費

1日当たりの利用料金		
居室区分	利用者段階別	利用者負担限度額
従来型個室	〔第1段階の利用者〕	490円
	〔第2段階の利用者〕	490円
	〔第3段階の利用者〕	1,310円
	〔第4段階の利用者〕	1,690円
多床室	〔第1段階の利用者〕	0円
	〔第2段階の利用者〕	370円
	〔第3段階の利用者〕	370円
	〔第4段階の利用者〕	370円

※ 第1段階から第4段階の利用者で個室・二人室を利用する場合は個室料金の負担をしていただきます。居宅外泊加算算定時も居住費は算定させていただきます。

■ その他の加算 (☆要介護者対象、★要支援者対象、他共通)

加算項目	単位	備考	サービス費	利用者負担金
送迎加算	1回		1,840円	184円
療養食加算	1日	該当者のみ	230円	23円
リハビリテーション 機能強化加算	1日		300円	30円
個別リハビリテーション 実施加算	1日		2,400円	240円
夜勤職員配置加算	1日		240円	24円
サービス提供体制強化 加算Ⅰイ	1日	但し基準に従いⅠ・Ⅱ・ Ⅲのいずれか	180円	18円
サービス提供体制強化 加算Ⅰロ	1日		120円	12円
サービス提供体制強化 加算Ⅱ	1日		60円	6円
サービス提供体制強化 加算Ⅲ	1日		60円	6円
☆特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費	1日	3時間以上4時間未満	6,500円	650円
	1日	4時間以上6時間未満	9,000円	900円
	1日	6時間以上8時間未満	12,500円	1,250円
★特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費	1日	要支援1・2	7,600円	760円
☆重度療養管理加算	1日	該当者のみ	1,200円	120円
☆緊急短期入所受入加算	1日	該当者のみ	900円	90円
介護職員処遇改善加算Ⅰ		但し基準に従い算定	施設介護サービス費 に加算費を加えた額 の3.9%	利用者負担額 は左記の1/10

※ 上記施設介護サービス費及び各種加算額は、基準単価（1単位=10円）を基に各項目ごとに試算した基準額です。

基本サービス費、並びにその他加算における利用者負担額は1割負担時の額となります。負担区分が2割負担時には記載金額の倍が負担金額となります。

※ 保険料を滞納した場合は、一旦利用者が施設介護サービス費(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分（8割又は9割）を請求していただくことになります。

■ 法定外費用

区 分	利用者負担金(実費)
理容・美容サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 髪カット(有料) ・ 髭剃り (有料)
自己選択に基づく食事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要した費用の実費 (出前・外食等)
自己選択に基づく費用	<ul style="list-style-type: none"> ※日用品費 1日当たり 150円 ※教養娯楽費 1日当たり 150円 <p>(ただし、希望による選択制) <u>全額利用者負担</u>です</p>
追加室料 ◎右の追加室料の徴収を承諾 お願い致します。	追 加 室 料
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般個室 1日 1,000円 <li style="padding-left: 100px;">* 専有面積、景観
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二人部屋Ⅰ 1日 750円 <li style="padding-left: 100px;">* 専有面積、景観、窓側専有
日常生活に要する費用で本人にご負担 頂くことが適当である費用 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫茶コーナー利用代金 (個人的利用分) ・ 日常生活品の購入代金 (個人的購入分) ・ クラブ活動費用 (通常の費用で賄えないもの) ・ 持込み電化製品 (ラジオ、電気毛布等) の 電気代1品目につき1日50円 ・ 私物の洗濯を施設に依頼した場合の費用等 ・ 健康管理のためのインフルエンザ注射費用等

※ 当施設は、社会福祉法第2条第3項に規定する生活困難者に対して無料又は定額な費用で利用できる『老人保健施設利用料減免』制度適用事業所です。

当施設ご利用の際に留意いただく事項

■ 利用上の留意事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者は面会の時間（9：00～19：00）を厳守し受付に備付の面会簿に記入してください。 ・また、来訪者が宿泊される場合は必ず許可を得てください。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> ・外出、外泊の際は必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
施設医師以外の医療機関への受診	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、入所までかかっていた主治医への受診はできません。主治医から施設医師への通知により施設医師の受診及び治療、投薬を受けることになります。 ・ただし、施設医師では診断治療ができないものについて定期的に受診される場合は、通院に際しご家族の協力をお願いします。
居室・設備器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損などが生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・全館・敷地内禁煙です。 ・居室での飲酒はできません。
食べ物の持込み	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物のお持込は原則ご遠慮願います。 ・但し、お持込みされた場合は必ず職員に一声おかけ下さい。 ・面会中にご利用者様と一緒に召し上がっていただいた場合の余りものについては、お持ち帰りいただくようお願いします。
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音等他の入所者の迷惑となる行為はご遠慮願います。 ・また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設での生活に必要な最小限の身回り品をご持参ください。 ・衣類・日用品の管理は居室内のタンスをご利用ください。 ・所持品にはマジックまたは、縫付けで記名をお願いします。
現金等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・現金の持込みは特に必要がありませんのでご遠慮願います。 ・電話を使用する際の小銭については自己管理願います。
宗教活動 政治活動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内へのペットの持込み及び飼育はお断りします。
緊急時の対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者に容体の変化等があった場合は、施設医師が必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。
怪我、転倒等について	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設内では、見守り介護に十分な配慮を致しております。 ・ご利用者様の状態により、思わぬ怪我や転倒などの事故が起こりうることも予想されます。 ・不慮の事故等が発生した場合には、速やかにご家族様への連絡を行い、医師や医療機関等関係各所への対応を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

運 営 方 針

■ 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>社会福祉法人博悠会が開設する介護老人保健施設フランセーズ悠とぐら（以下「事業者」と言う。）が行う、指定短期入所療養介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師その他従業員（以下「従業者」と言う。）が、要介護状態となった高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護事業を提供することを目的とする。</p>
施設の運営方針	<p>事業所の従業者は、その利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介助、その他日常生活上のお世話及び医学的管理のもとで機能回復訓練を行うことにより、利用者の身体的機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため一定の期間、短期入所療養介護を提供するものとする。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険医療サービスまたは福祉サービスとの密接な連携を図り、良質なサービスの提供に努めるものとする。</p>

施設サービス内容の概要説明

■ 介護保険給付サービス

種 類	内 容									
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士が立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で召しあがっていただけるよう配慮しています。 ・食事時間 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">朝</td> <td style="padding-right: 10px;">食</td> <td style="padding-left: 20px;">（ 7：30～ 8：30）</td> </tr> <tr> <td>昼</td> <td>食</td> <td>（12：00～13：00）</td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>食</td> <td>（18：00～19：00）</td> </tr> </table> 	朝	食	（ 7：30～ 8：30）	昼	食	（12：00～13：00）	夕	食	（18：00～19：00）
朝	食	（ 7：30～ 8：30）								
昼	食	（12：00～13：00）								
夕	食	（18：00～19：00）								
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の状況に応じて適切な排泄を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 									
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に週2回の入浴を行います。 ・必要状況に応じてシャワー浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位の取れない方は、機械を用いた特殊浴槽での入浴をいたします。 									

<p>離床・着替え・整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えた着替え、入浴時の定期的な着替えを行うよう努めます。 ・個人としての尊厳に配慮し、室内外の適切な整理が行われるよう援助いたします。 ・シーツ交換は週1回行います。 ・寝具やベッド周りの衛生管理に努めます。
<p>機能訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練は専門の訓練員（理学療法士等）により入所者の身体の状況に適合した機能訓練を行い、身体的機能の低下を防止するよう努めます。 ・当施設の所有するリハビリ器具 <ul style="list-style-type: none"> 歩行器 プラットホーム 交互歩行器 4点ステッキ 車椅子 杖 平行棒 訓練用ゲーム 歩行訓練階段 その他
<p>健康管理 (医学的管理) (看護)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して的確な療養上の診断基準をもって、妥当適切に行います。 ・常勤医師により、回診を行いますまた、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関に責任をもって引き継ぎます。 ・入所者及びその家族の希望で外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて家族で対応をお願いします。 ・入院の場合にはその時点で退所となります。
<p>相談対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入所者及びそのご家族からのいかなる相談についても、誠意を持って相談に応じます。 ・支援相談員ほかスタッフにお気軽にご相談下さい。
<p>相談窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者 介護支援専門員及び支援相談員 ・利用者の施設介護サービス計画が作成されるまでの間についても、当然利用者がその有する機能に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。
<p>社会生活上の便宜</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション等の行事を企画します。 ・主な娯楽活動 <ul style="list-style-type: none"> 隔週開催 カラオケクラブ 他各種 月1回開催 喫茶コーナー 毎日開催 ゲーム機能訓練 ・主なレクリエーション行事 <ul style="list-style-type: none"> 毎月の施設行事計画に基づき実施 年間の施設行事計画に基づき実施

■ 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容
理容・美容	・毎月 4 回 理髪店の出張による理容及び美容サービスをご利用いただけます。

■ 身体拘束の改善・廃止について

身体拘束の改善・廃止	当施設は指定介護老人福祉サービスの提供に当たり、自傷他害の恐れがあると認められる場合で、入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない身体拘束以外の身体拘束は行わないことを宣言します。
身体拘束廃止委員会 ・リスクマネジメント委員会	身体拘束廃止委員会は、施設長・介護支援専門員・生活相談員・看護師・介護士等により構成し、身体拘束の廃止に向け改善計画を作成し身体拘束ゼロに向けて改善計画の見直しを行います。
身体拘束を行った場合の記録・改善	緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。 この場合態様の改善を待ち、できるだけ早く身体拘束の解除を行うため多職種でのバックアップ体制を講じます。

■ ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		長野県知事の事業者指定		
		指定年月日	指定番号	利用定員
施設	介護老人保健施設	平成 17 年 6 月 1 日	2051880017	80 人
居宅	短期入所療養介護	平成 17 年 6 月 1 日	2051880017	施設に含む
	通所リハビリテーション			25 人
介護 予防	介護予防短期入所療養介護	平成 18 年 4 月 1 日	2051880017	施設に含む
	介護予防通所リハビリテーション			通りハに含

※ いずれも介護保険基準該当サービスです。

施設の概要

■ 介護老人保健施設

敷地	5,269.00平方メートル		
建物	住所	千曲市大字上徳間337番地1	
	構造・床面積	鉄骨二階建 3,008.43㎡	
	利用定員	老健80名（短期入所療養介護：介護予防短期入所療養介護含む） デイケア25名（介護予防通所リハビリテーション含む）	

■ 居室

居室の種類	居室数	面積	一人あたり面積
一人部屋	8室	86.08㎡	10.76㎡
二人部屋	10室	184.62㎡	9.23㎡
四人部屋	13室	433.31㎡	8.33㎡

※ 指定基準は、療養室一人当たり 8.00㎡です。

■ 主な設備（特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・デイサービス）

設備の種類	室数等	面積	一人あたり面積
療養室	31室	704.01㎡	8.80㎡
食堂	2室	175.99㎡	2.31㎡
機能訓練室	1室	81.13㎡	
一般浴室	1室	33.93㎡	
脱衣室	1室	30.96㎡	
機械浴室	特殊浴槽	34.47㎡	
医務室	1室	11.10㎡	
デイルーム	1室	68.72㎡	
相談室	1室	27.01㎡	
談話コーナー	2室	35.85㎡	

■ 職員体制（主たる職員：介護老人保健施設全体の職員数）

従業者の職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者兼医師 勤務医	1 1	1			1	1. 1	1	医師
介護支援専門員	1	1				1. 0	1	介護支援専門員
支援相談員	1	1				1. 0	1	社会福祉主事他
介護職員 (内デイケア)	28 (5)	19 (2)		7 (3)		21. 0 (4. 4)	19 (4)	介護福祉士他
看護職員 (内デイケア)	10 (1)	4		6 (1)		7. 80 (0. 3)		8
機能訓練	3	2		1		2, 7	2	理学療法士 作業療法士
管理栄養士	1		1			1. 0	1	管理栄養士

■ 協力医療機関

医療機関の名称	千曲中央病院
所在地	千曲市大字杭瀬下58
電話番号	026-273-1212
診療科目	総合病院

医療機関の名称	長野松代総合病院
所在地	長野市松代町183
電話番号	026-278-2031
診療科目	総合病院

■ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	宮島歯科医院
院長名	宮島 伸司
所在地	千曲市大字栗佐1588
電話番号	026-273-3064

■ 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設フランセーズ悠とぐら消防計画」に従って非常時の緊急対応を行います。					
近隣との協力関係	社会福祉法人博悠会は千曲市消防団第10分団と『災害時における協力応援体制に関する協定書』で近隣防災協力を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。 (平成17年6月28日締結)					
平常時の訓練及び防災設備	別途定める「介護老人保健施設フランセーズ悠とぐら消防計画」に従って、年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。					
	設備	有	無	設備	有	無
	スプリンクラー	あり		防火扉シャッター	あり	
	非常階段	あり		屋内消火栓	あり	
	自動火災報知器	あり		非常通報装置	あり	
	誘導灯	あり		漏電火災報知器	あり	
	ガス漏れ報知器	あり		非常用電源	あり	
	カーテン・蒲団等は防炎性のあるものを使用しています。					
消防署への届出日 平成28年8月1日	消防署への届出日 平成28年8月1日					

■ 相談窓口・苦情対応

★ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設ご利用 の場合の相談	苦情解決責任者	施設長	宮澤美津子
	苦情受付担当者	支援相談員	小林恭子
	〃	介護支援専門員	竹鼻由美子
	第三者委員	監事 持田宏	評議員 三井静江
	ご利用時間	土日曜日・祭日を除く毎日9:00~17:00まで	
	ご利用方法	電話・面談・手紙等何でも結構です。	

★ 公的機関においても、次の機関において苦情申し立てができます。

長野市保健福祉部介護 保険課	所在地	長野市大字鶴賀緑町1613
	電話番号	026-224-7991
	FAX	026-224-5247
千曲市健康福祉部 高齢福祉課	所在地	千曲市大字戸倉2388
	電話番号	026-275-0004
	FAX	026-274-7296
長野県国民健康保 険団体連合会	所在地	長野市大字西長野字加茂北143-8
	電話番号	026-238-1555
	FAX	026-238-1560
長野県福祉サービ ス運営適正化委員会	所在地	長野市若里1570-1
	電話番号	026-226-2035
	FAX	026-291-5180